3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第五十二条の十三の八第一項第二号中「次条第二項」を「次条第二項第一号及び第五十二条の十三の十」に改め、同条第二項中「同条第二項第一号に規定する承諾日」を「承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第五十二条の十三の十において同じ。）」に改める。

第五十二条の十三の九第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を、「対象契約をいう。次項」の下に「及び第五十二条の十三の十の二」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

第五十二条の十三の十を次のように改める。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第五十二条の十三の十　準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

第五十二条の十三の十の次に次の一条を加える。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第五十二条の十三の十の二　準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定信託契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

第五十二条の十三の十二第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次号」の下に「、次条第二項、第五十二条の十三の十四第二項第三号及び第五十二条の十三の十四の二」を加える。

第五十二条の十三の十三第一項各号列記以外の部分中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に、「次条第二項」を「次条第二項第一号及び第五十二条の十三の十四の二」に改め、同条第二項中「第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に」を「第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に」に改め、「準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する」を削る。

第五十二条の十三の十四第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を、「次項」の下に「及び第五十二条の十三の十四の三」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

第五十二条の十三の十四の次に次の二条を加える。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

第五十二条の十三の十四の二　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第五十二条の十三の十四の三　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定信託契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

第五十二条の十三の二十三第一項に次の一号を加える。

十二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が行う保険業務等をその紛争解決等業務の種別とする指定紛争解決機関が存在する場合　当該保険金信託業務を行う生命保険会社等（法第二百四十条第一項第一号の規定により外国生命保険会社等とみなされる免許特定法人（法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下この号において同じ。）の引受社員の場合にあっては、当該引受社員を社員とする免許特定法人。ロにおいて同じ。）が法の規定により自己の保険業務等に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ　当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が行う保険業務等をその紛争解決等業務の種別とする指定紛争解決機関が存在しない場合　当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が法の規定により講ずる自己の保険業務等に関する苦情処理措置（法第百五条の二第一項第二号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。）及び紛争解決措置（同号に規定する紛争解決措置をいう。以下同じ。）の内容

第五十二条の十三の二十三の次に次の二条を加える。

（投資家保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）

第五十二条の十三の二十三の二　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該特定信託契約に係る資産証券化商品（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号（定義）に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。）の原資産（同項第二号に規定する原資産をいう。）の信用状態に関する評価を対象とする金融商品取引法第二条第三十四項（定義）に規定する信用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）